



お役立ち

- ◆ ◇ 目 次 ◇ ◆
- H23年度の税制改正.....1
- 会社で税金を払うメリット.....2
- 役員退職金を受取るメリット...2
- 生活ニ情報局～インフルエンザ～...4

十二支にはそれぞれ意味があり、
植物は五穀豊穡をそれぞれ意味が
り物は見守ると高繁殖率か
これを見守ると高繁殖率か
からいるもので、西洋でも豊
穡の象徴とされています。



◇ペットになるのは穴ウサギ◇

平成23年度の税制改正は・・・

①中小企業の税率が3%引き下げとなります。

中小企業に対して、法人所得800万円以下の場合は、法人税率が18%から15%に引き下げとなり

(例) 概算税額 郡山市の場合

法人所得	現 行	改正後	減税額
100万円の場合	26万円	22万円	4万円
300万円 //	78万円	67万円	11万円
500万円 //	132万円	115万円	17万円

※1 上記の税金は、法人市・県民税も合算した金額です。(均等割は除く)

※2 法人所得が800万円を超える場合の法人税率は、30%から4.5%下がり25.5%となります。
それに伴って、法人地方税率も約0.8%下がります。

この改正は、平成23年4月開始年度分からの適用となります。

(例. 3月決算の会社であれば、平成24年3月決算からの適用となります。)

②欠損金の繰越控除が7年から9年に延長となります。

※欠損金の繰越控除とは・・・企業の赤字(欠損金)を、翌期以降の黒字と相殺することができる制度。
黒字と相殺することにより、法人税を軽減できます。

この改正は、平成20年4月に終了した決算分から9年の適用となります。

③従業員2人以上を採用すると法人税が減税になります。

雇用保険に加入している従業員の数が、前事業年度末の時点より1割以上増え、なおかつ採用した人数が2人以上の場合、採用した従業員一人当たり20万円が法人税額から控除されます。

※法人税額の20%までが限度となります。

※職業安定所に届け出が必要になりますので、当事務所までお尋ね下さい。

この改正は、平成23年4月開始年度分からの適用になります。

④相続税が増税となります。

相続税の基礎控除(必ず控除できる金額)が現行の6割になりました。

現行……………5,000万円 + 1,000万円 × 相続人の数

↓ 6割に

改正後……………3,000万円 + 600万円 × 相続人の数

例 相続人が3人、相続財産が6,000万の場合

現行……………5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円控除

6,000万円 - 8,000万円 = 相続税かからず

↓

改正後……………3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円控除

6,000万円 - 4,800万円 = 1,200万円が相続税の課税対象

この改正は、平成23年4月1日以降の相続に対して適用となります。



⑤相続時精算課税の適用範囲が広くなりました。

現行……………贈与者の親は65歳以上、受贈者の子は20歳以上

↓

改正後……………贈与者の親は60歳以上、受贈者の範囲に20歳以上の孫も追加

※相続時精算課税とは…生前に贈与した場合、通常110万円を超えると贈与税が課税されますが、相続時精算課税を選択すると、2,500万円までの贈与は贈与時に課税されず、相続時に精算して課税されるという制度です。

この改正は、平成23年1月以降の贈与に対して適用となります。

⑥上場株式に対する配当及び所得税の軽減税率10%が、平成25年12月までとなりました。

⑦年金受給者は、平成24年3月から確定申告が不要になります。

(年金収入が400万円以下で、年金以外に収入がない方です。)

⑤給与計算事務が変更になります。

1. 子供手当での支給に伴い、15歳までの扶養控除が廃止されました。

このため、源泉徴収税額表の扶養親族の数に含まれなくなります。

2. 16歳から19歳未満の扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、扶養親族の数には含まれます。

この改正は、今年の1月1日以降に支払う給与から適用になります。



会社で税金を払うメリット

会社の税負担を軽くする平成23年度税制大綱を受けて、今後は役員にかかる社会保険料や税金を軽くする為に、役員給料などを見直されたいかがでしょうか。

会社の税率が軽減(平成23年改正後)

(参1)会社の利益	(参2)税率
～800万円まで	23%
2,000万円	33%
4,000万円	36%

(参1)会社の利益は、役員給料を経費として差引き後の法人所得です。

(参2)税率は、表面税率の概算です。(赤字でもかかる均等割は除いています。)なお連年黒字申告などの実効税率は、さらに1.5%～3%程下がります。

役員給料にかかわる負担は、社会保険料と税金です。

(単位:万円)

年収	社会保険料 (参1)	税金 (参2)	合計	負担率 (参3)
120	32	0	32	27%
240	65	12	77	32%
360	97	22	119	33%
480	132	36	168	35%
600	161	52	213	36%
720	190	76	266	37%
840	211	105	316	38%
960	222	136	358	37%



なお年収が1,200万円を超え2,400万円以下の部分の給料には、税金だけで43%の税負担です。また年収が2,400万円を超える部分の給料には、税金だけで50%の税負担となり、それと社会保険料の負担は個人と会社の合計で約276万円(上限)です。

(参1)社会保険料は、個人と会社の負担合計で給料の約27%(月給が60万円以下で、40歳～64歳までの方)です。

(参2)税金は所得税と住民税の合計です。税金計算では社会保険料と基礎控除を控除額としています。扶養家族などの計算は当事務所にお尋ね下さい。

(参3)負担率は、給料年収に対する社会保険料と税金の合計負担率です。

また負担率は、会社が黒字で所得800万円以下の申告の場合は、社会保険料を経費とした会社の税金が約3%前後下がります。

役員退職金を受取るメリット

(1)税負担の例示

退職金にかかる税金は、長年の勤務を考慮して負担が軽くなっています。(平成23年改正後)

例えば、会社で30年勤続の場合

退職金	税金	負担率
～1,500万円まで	0	0
2,000万円	40万円	2%
3,000万円	184万円	6%

20年勤続の場合

退職金	税金	負担率
～800万円まで	0	0
1,200万円	30万円	2.5%
2,000万円	137万円	6.8%

(2)退職金を受け取っても、給料にかかる社会保険料または国民健康保険料の負担はありません。

(3)既に年金を受給されている方が退職金を受け取っても、年金はカットされません。

(4)退職金は、分割で受け取れます。

①会社の資金繰りを考慮して一括払いではなく、年払いまたは毎月払いなど分割払いで受け取れます。

②また退職金を分割で受け取る場合は、税金も分割払いの期間に応じて、会社で分割払いの都度、所得税と住民税を源泉徴収して納付します。



(5)代表取締役(社長)を辞めても、取締役(会長)としての職務を行って会社に在籍することができます。そして会長職としての給料は受け取れます。

なお上記(4)と(5)の場合の一定の要件や退職金準備の方法などについては、当事務所にお尋ね下さい。

生活ミニ情報局

インフルエンザへの対策

インフルエンザに感染しやすいのは

- ①人の集まる場所、病院、車中のような狭い空間、日常の会話での空気感染。
- ②感染者が使用した電話やドアノブなどを触ったことにより、手から口の中へと感染します。



日頃の予防

- ・なるべく人ごみを避けられればいいですが、外出の際はマスクを着用すると良いでしょう。
- ・手洗いうがいは非常に重要です。除菌効果のある消毒液も効果的です。
- ・ウイルスは低温と乾燥を好みます。暖かな温度と、加湿器などで50%以上の湿度を保ちましょう。空気清浄機の使用も有効です。
- ・予防接種を受けましょう。ワクチンは実際に効果を発揮するまで約2週間かかります。
- ・睡眠と食事をしっかり取りましょう。

インフルエンザの特徴

- ①前触れ(咳や鼻水など)がなく、急なだるさ、発熱がある。
- ②38度以上の高熱、寒気がある。
- ③関節痛や筋肉痛などの全身症状がある。



インフルエンザにかかったら

発症から48時間以内であれば、ウイルスの増殖を抑える薬が処方されるようになりました。

かかったかなと思ったら、自己判断せずに早めに医師の診断を受けましょう。

また、熱が高いほどウイルスをたくさん出すと考えられています。同居する家族の方、看病する方もうつらないよう注意が必要です。

昨年12月頃からノロウイルスなどによる感染性胃腸炎も流行しています。帰宅後の手洗いうがいを忘れずに、健康に冬を過ごしたいですね。

